

経営事項審査において、 技術職員の在籍確認を事業所別被保険者台帳 で行う皆さまへ

令和2年4月1日以降の経営事項審査において、
事業所別被保険者台帳に記載のない技術職員は、
「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」等の離職年月日
がわかる書類で審査基準日時点の在籍状況を確認します。

令和元年10月1日以降、公共職業安定所で発行される事業所別被保険者台帳に記載される職員が、提供日時点で被保険者資格を取得している方のみとなりました（※）。

そのため、当該台帳を技術職員の雇用保険加入の確認として提示する場合、審査基準日と当該台帳の提供日との間で退職した方は当該台帳に記載されません。

上記の方については、「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」等の離職年月日がわかる書類で審査基準日時点の在籍状況を確認することとなります。

※ 事業所別被保険者台帳の提供に関する詳細は、静岡労働局（職業安定課：054-271-9950）に御確認ください。

静岡県庁交通基盤部建設業課許可班
電話番号 054-221-2507